

東海第二原子力発電所の稼働延長に反対する意見書

東海第二原子力発電所は、平成30年9月26日の原子力規制委員会の審査において基準に適合しているとの判断を受けた。これを受けて当原発の立地自治体である東海村を含めた6市村の合意を得た後、今後20年の稼働延長が認められる。

しかしながら、原子力規制委員会は「基準に適合しているか、否か」を判断する機関であり、「安全性」を判断する機関ではない。

また、国は稼働延長の住民合意を地方自治体に負わせるばかりか、事故時の広域避難計画の策定も自治体へ押しつけている。これは責任放棄ともとられかねない現状である。

原子力発電による電力供給が国策事業であるならば、「安全性の担保」と「広域避難計画」は国が責任をもって判断するべきであり、このような状況での東海第二原子力発電所の稼働延長に反対する。

よって、国においては、東海第二原子力発電所の稼働延長は認められるべきはないとの本意見書の趣旨に沿った対応をとるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成30年10月2日

宇都宮市議会

内閣総理大臣	}	あて
経済産業大臣		
衆・参両院議長		